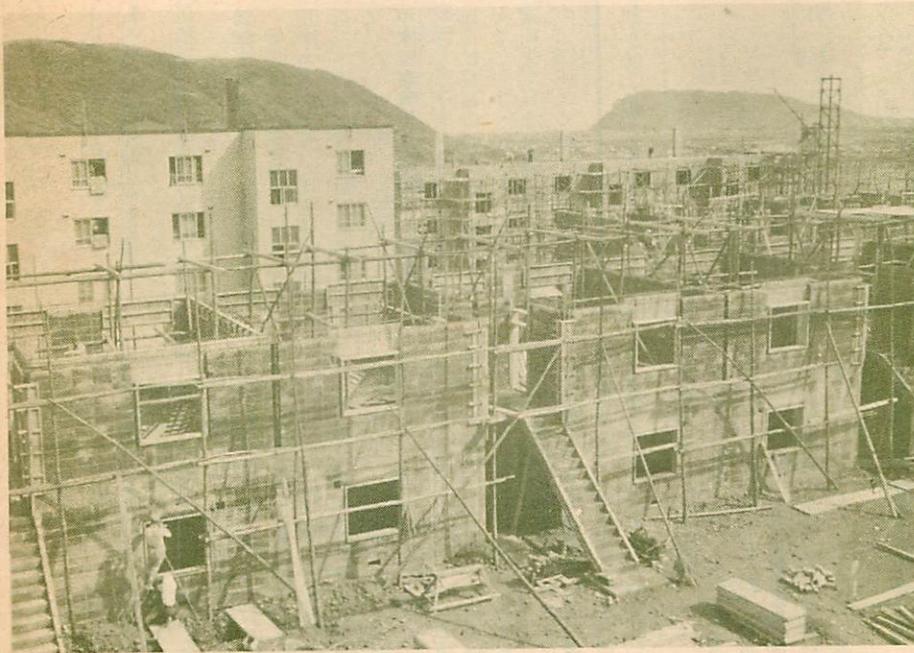


むろらん
市政だより

毎月1回 発行 室蘭市 編集 総務部庶務課 印刷 室蘭印刷KK

<おもな目次>

- ◇公営住宅の建設すすむ……………1頁
- ◇9月から水道料金改定……………2頁
- ◇秋の交通安全運動
=15日から=3頁
- ◇広報写真(一般)と図画(小中生)のコンテスト…………… ”
- ◇基本選挙人名簿をつくります4頁
- ◇消費者手帳…………… ”
- ◇お知らせ…………… ”



公営住宅の建設すすむ

水元町団地に96戸

○…市の住宅難を緩和するため水元町新住宅団地づくりがスタートしてから二年目。公営住宅建設のツチ音が力強く団地に響いています。

○…水元町団地は、東町団地と共に市の住宅難対策としてつくられた「公営住宅特定五か年計画」によってすすめられているものです。工大スロープ跡の約六万一千平方米を、住宅団地として造成し昭和三十八年から五か年計画で公営住宅四百五十六戸が建設されることになっており、すでに昨年、三棟七十二戸が完成しています。

この団地には道営住宅なども、五か年間に二百二十四戸が建設される予定です。

○…ことし水元町団地に新築している公営住宅は、第一種、第二種あわせて五棟、九十六戸で六月中旬に一せいに着工、十二月中には入居の運びとなります。

〔建設中の公営住宅〕

第一種 鉄筋コンクリート四階建て 一棟 二十四戸

第二種 鉄筋コンクリート四階建て 二棟 四十八戸。簡易耐火構造(ブロック)二階建て 二棟 二十四戸。

いずれも十一月末に完成する予定です。総工費は約九千七百万円。なお、東町団地には店舗併存公営住宅一棟 三十九戸が建設中で市の住宅対策は着々とすすめられております。

写真は水元町団地に建設中の公営住宅

9月中旬～10月上旬の行事

- 9月 15日 選挙人資格調査実施(18日 全市) 18日 無縁仏供養(舟見町墓地) 20日 第19回室蘭市体育大会秋季大会
- 中旬 危険地域に対する訓練査閲(市内八カ所) 23日 第二回吹奏楽祭第二回鼓笛祭(市民会館) 25日 全道都市体育連絡協議会総会(市役所) 下旬 第三回市議会定例会開会(予定)
- 10月 月上旬 成人学校第三期開講 赤い羽根共同募金

生ワク 10月7日から

本年度下半期の小児マヒ予防国産経口生ポリオワクチン投与を十月七日から行ないます。投与日程と対象になるお子さんはつぎのとおりです。

- 日 程 (10時～15時)
- ▽10月7、13日 労働会館
- ▽ ” ” 8日 市民会館(輪西)
- ▽ ” ” 9日 本輪西支所

対象者 追加投与 昭和38年12月1日から39年1月31日までの出生児 初回 ” 昭和39年2月1日から6月30日までの出生児 その他 昭和38年11月30日以前に生れ一、二、三型ワクチンをそれぞれ二回受けていない子 ※母子手帳がいります。

9月の納税

国民健康保険税

3期

納期限は30日までです

新しい水道料金表 (9月から)

種別	基本料金		超過料金		
	水量又は人員	料金円	水量又は人員	料金円	
専用給水料金	一般家庭用	10立方メートルまで	250	1立方メートル増毎に 30	
	業務用	20 "	620	" 40	
	浴場業用	100 "	2,050	" 20円50銭	
	臨時用	20 "	1,460	" 78	
	簡易水道	一般家庭用	5人まで	220	1人増毎に 23
共用給水料金	一般家庭用	10立方メートルまで	160	1立方メートル増毎に 25	
	業務用	20 "	410	" 40	
	簡易水道	一般家庭用	5人まで	120	1人増毎に 13
	業務用	"	380	" 39	
	船舶給水	直営給水	1立方メートルにつき	90	
	業者給水	"	20		

第四回市議会臨時会が八月二十八日開かれました。この議会では、第三回市議会臨時会で継続審議になった水道料改定に伴う議案三件と、下水道条例の一部改正の四件が審議されましたが、いずれも原案どおり可決され同日閉会しました。議案の内容はつきのとおりです。

水道料が九月からかわります

家庭用…十トン二五〇円
業務用…二十トン六二〇円

第四回市議会臨時会から

39年度市水道事業会計補正予算 水道料金の改定にともなう補正予算で、九月からの改定分五千四百三十六万三千円を営業収益に補正したものです。市水道事業給水条例の一部改正 本誌先月号で市水道事業の現況値上げ提案の理由などをお知らせしましたように、二十万市民が豊富に使える水を確保する四拡事業などでふえる赤字を解消するため

の水道料金の改定と法律の改正にともなう一部改正で市水道事業の給水区域、給水入口、給水量などを条例化しました。種目別の新料金は別表のとおりで九月一日から実施になります。これは、さきに提案した料金改定案のうち、専用給水料金については「一般家庭用の基本料金二百五十五円を二百五十円に」「業務用の十トン二百五十五円を二十トン六百二十円に」「浴場業用超過料金二十一円を二十円五十銭に」また、共用給水料金の「一般家庭用超過料金三十円を二十五円に」それぞれ原案を訂正したものです。

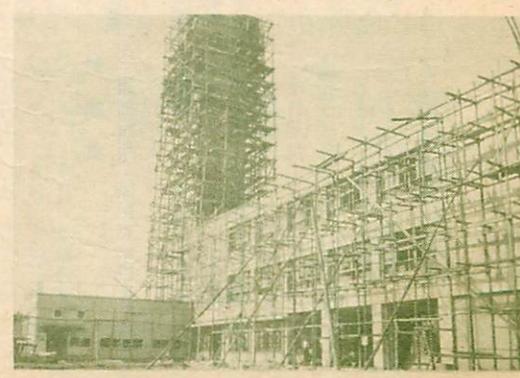
富士製鉄と日本製鋼所の工場構外給水分で、一立方メートルにつき九円八十銭から十七円に改定しました。市下水道条例の一部改正 下水道の使用料は、これまで水道料金の四分の一でしたが、下水道法にあわせて、算定基準をつぎのように改正したもので、料金はいままでとほとんど同額になります。

下水道使用料の算定基準 (処理区域内) (一)内は排水区域汚水排出量一立方メートルにつき 五百立方メートル未満 八円(四四) 以上 七円(三三) 浴場営業 三円五十銭(二二) 尿一カ月につき 小便器 一個 三十円 大便器 四十円 大小便兼用器 六十円

ことし四月から寿町二丁目に建設をすすめていた市の蘭東地区の合同庁舎(写真)はほぼ完成しました。発展する蘭東地区にふさわしいスマートな建物で、鉄筋コンクリート、三階建て一部平家造り延面積は約千二百七十平方メートル、総工費は約三千万円です。内部は、一階が、市出張所事務室、ホール、消防出張所事務室、同車庫、二階は区画整理事務所、会議応接室、三階には、地域のかたが利用できる「会館」をかねた会議室と、和室(十二畳)一など、各種集会や結婚式などにも利用できます。この合同庁舎の完成で、これまで散在していた蘭東地区の市関係機関―東町出張所、東室蘭土地区画整理事務所、消防署東室蘭出張

東地区 蘭地 市合同庁舎 完成間近か

集会や結婚式に「会館」のご利用を



所が一方所に統合されて、地区住民のかたに一層の利便がはかれることになり、また、「会館」の併設は、同地区の集会場不足を解消することになります。このほか高さ約三十二メートルの望楼からは、蘭東地区はもちろん、中島、知利別町方面までも肉眼で充分見えますので、火災の早期発見が容易になりました。新庁舎での執務開始は、今月中旬以降の予定、また会議室の使用は、使用料などをきめてからになりますので、しばらくお待ち願います。

消防関係電話変更のお知らせ
中島出張所 ④3086
*市消防本部は 代表 ②2111番です

☆みんな で交通事故をなくしましょう☆

秋の交通安全運動

15日～24日

☆みんなから正しい交通を

全国的な車輛の増加に伴い、毎日のように各地で起こる交通事故によって、多くの人々が傷つき、そして尊い人命が失われています。室蘭市内でも、ことし七月末までに二百五十四件の交通事故が発生し、このうち十五人がなく、百九十八人が負傷しています。これは、昨年と同じ時期にくらべて、発生件数、死者とも約二倍という増加ぶりです。

この日ましにふえる交通事故をなくするため、九月十五日から一

車はキープレフトを原則に

△9月から「道交法」の改正で▽

「道路交法」の一部が、九月一日から改正になりました。

これは道路交通に関する条約への加入と車輛の増加に伴う最近の全国的な交通事情の悪化を解消するため、交通規則を現状にあったものに改正されたものです。

改正のおもな点はつぎのとおりですが、車を運転するかたは、この新しい規則を守り、安全運転を励行してください。

改正の主な点

- ▽運転免許制度に関するもの
- ▽国際免許証(外国人が持つてくるもの)と国外免許証(日本人が外国に行く時持つていくもの)の新設
- ▽特殊自動車(大型特殊自動車に軽自動車、軽自動車と小型特殊自動車(耕運機)に分け、免許もそれぞれ区分されたこと)
- ▽車輛の交通方法に関するもの
- ▽自動車、原付自転車は道路の左側寄り、軽車輛は左側端を(キープレフトの原則)

ふだんから正しい交通ルールの実行を習慣づけ、みんなが注意しあって事故のない明るい室蘭市をつくりましょう。

- ◎期間 9月15日から24日まで
- ◎実施目標

- 1 安全な横断の確保
- 2 安全運転の厳守
- 3 通行区分の厳守
- 4 適正な運行管理体制の確立
- 5 安全な踏切道通行の確保
- 6 車輛の完全整備の励行
- 7 道路交通環境整備の改善

- ◎期間中の目標(二日間一目標)
- ▽正しい横断と一時停止励行の日 15、16日
- ▽車の点検励行の日 17、18日
- ▽子どもと老人を輪禍から守る日 19、20日
- ▽道路を広く使う日 21、22日
- ▽三悪(酔っぱらい、スピード無免許)追放の日 23、24日

- ▽軽車輛(自転車など)の並進禁止
- ▽歩道と車道の区別がない道路では車は歩行者の通行を防げないようにしなければならぬこと
- ▽第一種原動機付自転車の右折は外大回りから右内小回りに
- ▽追越し禁止場所として「踏切」「トンネル(車輛通行帯のないところ)」「横断歩道から30米以内の部分」が加えられたこと
- ▽駐停車禁止場所として「こうばいの急な坂」「トンネル」「横断歩道から5米以内の部分」が加えられたこと

などですが、なお詳しく知りたい方は室蘭警察署に資料がありますのでご利用ください。

室蘭のいぶき写真コンテスト

つきにより第六回市広報写真コンテストを実施中です。

力強く発展する室蘭市の姿をご愛用のカメラでとらえ、傑作をお寄せください。

- ◎テーマ 「室蘭のいぶき」をあらゆる面からとらえた力強い写真
- ◎サイズ キヤビネ以上四つ切りまで
- ◎賞
- 推薦 一点 一万円
- 特選 二点 五千元
- 入選 五名 二千元
- 佳作 十名 一千元

わたしたちの市の仕事 小中学生の広報図画コンテスト

ふるってご応募ください!!

小、中学生のみならずから「わたしたちの市の仕事」をテーマに図画を募集します。

自由のびのびと書いて傑作をお寄せください。

- ◎規格 彩色、大きさ自由
- ◎応募できる人 市内小中学生
- ◎しめきり ことし11月20日
- ◎作品の届けた 作品の裏に題名、学校名、学年、氏名を忘れずに書いて市役所庶務課 広報係へ届けてください。

◎応募上の注意

- 1 応募資格は、室蘭市民
- 2 作品は未発表の自作品で応募点数に制限ありません
- 3 作品の裏面に、住所、氏名、年令、勤務先(学生は学校名、学年)、撮影場所、データーを明記してください。
- 4 応募作品はお返ししません。版權は市のものになります。
- 5 賞はネガと引換え
- ◎締め切り 昭和39年11月20日
- ◎作品の送り先 市役所庶務部 庶務課広報係または室蘭写真材料商組合加盟店

◎発表 各学校ごとに通知するほか、市政だより12月号掲載

- ◎賞
- 小学生 中学生
- 金賞 二点 一点
- 銀賞 六名 三名
- 銅賞 十名 五名
- 佳作 十五名 八名
- ※入賞者を除く応募者全員に参加賞をさし上げます。
- ◎その他 ①応募作品は返しませんが、②作品は市の資料に使うことがあります ③作品の展示会を予定しています。

登録もれのないようご協力を

新しい基本選挙人名簿をつくります

新しい年 は 参 議 選 挙

市選挙管理委員会では、ことしも新しく基本選挙人名簿をつくるため、九月十五日現在で選挙人の資格調査を実施します。

この名簿に名前が登録されなければ、ことし十一月二十日から、来年十二月十九日までに行われる各種の選挙に投票することができません。とくに新しい年は参議院議員選挙が行われる予定になっていますので、つきに該当する有権者は一人ももれることのないよう、調査にご協力願います。

入口に「調査済の証」

調査は、九月十五日現在で、同二十日頃までに行われ、調査の終わった家庭には入口に「調査済の証」がはられます。

※九月二十日頃までに調査が行われないときは市選挙管理委員会事務局にご連絡ください。

調査の対象になる人

①日本国民で、②昭和19年12月21日までに生れ、③ことし6月15日以前から引続き室蘭市に住所がある人

協力委員が訪問調査

調査は選挙協力委員が各家庭を訪問し、有権者の氏名、生年月日などをおたずねしますので、とくにつぎの点に注意して一人ももれることのないようにしてください。

▽新有権者(成人、転入者など)があるときは忘れずにお知らせください。

▽家族に不在者(旅行、出かせぎ入院など)や、同居、間借り、

和19年12月21日までに生れた人の漁業者、または漁業従事者となっております。

申請書は、9月15日から9月20日までに市選挙事務局か漁業協同組合へ提出してください。

お問合せは、市選挙事務局へ
T 9231 6723



監査の結果を公表中

昭和三十九年度定期監査報告書(その1、その2)と昭和三十八年度水道事業決算審査及び特別会計市立室蘭総合病院会計決算審査意見書を公表しています。

閲覧希望のかたは、市役所、各支所、出張所でご覧ください。

福祉年金の請求を早く

10月で権利がなくなりませう
— 国民年金 —

昭和三十四年十一月から老令、障害、母子の各福祉年金を受ける権利があつて、まだ請求手続きをしていないかたは、ことし10月末までの権利がなくなります。

該当者はつきの方です。至急市保険課国民年金係で手続きしてください。

老令福祉年金 明治22年11月1日以前に生れた人(現在満74才以上の老人)

障害福祉年金 昭和34年11月1日以前に満20才以上で、当時すでに

消費者手帖



JISマーク

このマークがついているか、どうかを確かめて買ひものをしたことがありませんか。

このマークは、商品の寸法や性能が日本工業規格で定められたことと一致していることを保証するマークで、政府がとくに認めて許可した工場だけが、このマークをつけることができます。つまりJISマークのついている商品は、その品質を国家が間接に保証していることになっております。



JASマーク

このマークは、JISマークと同様、農林水産物とこれを原料または材料としてつくられた製品のうち、日本農林規格に合格した商品につけられるマークです。

かん詰、果実飲料、ハム、ソーセージ、マーガリンなど現在約百七十種類にこのJASマークがつけられています。(市経済部商工課)

清掃部だより

ごみ、くみ取りの問い合わせ
蘭東地区は寿町の管理事務所へ
「ごみ」の処理にあたる市清掃車は、寿町の清掃車庫(じん芥焼却場横)の完成で、五月一日から蘭西と蘭東にわけて配車しています。

蘭西地区の配車は、従来どおり清掃課へおまわっていますが、蘭東

大型ごみ容器をお貸しします
市清掃部では、八月から大型ごみ容器(65ℓ)の貸し出しを始められています。

屋外での集会や運動会などのレクリエーションの際に利用され、とかくおそろかになりがちな後始末を完全にして、きれいな環境づくりにご協力願います。

※お申し込みは市清掃部清掃課へ

T 45766 45730